

1.緊急事態と組織

緊急事態とは、危機管理(リスクマネジメント)を時間軸から見た場合、「不幸にも危機状態に遭遇した事態」とリスクマネジメントシステムで定義されていますが、通常は火災、爆発、流出、倒壊、停電、大地震など、緊急処置が必要な具体的な事態が例示されます。

一方、組織の規模の大小にかかわらず、危険物、高圧ガス・圧力容器を扱っている事業主、病院や老人介護施設、駅や大規模小売施設、一定規模以上の事業主などにおいては緊急事態に備え、法に基づく実施事項・配慮が義務付けられ、被害を最小限にすべくそれらの対応策の策定と展開が計られていることはご承知のとおりです。

2.緊急事態への対処に関係した主な法律

多くの法律で緊急事態への対応策が義務付けられていますが、ここでは「消防法」及び「高圧ガス保安法」他を例に緊急事態に対する実施事項・配慮義務等について紹介します。

1)「消防法」(昭和23年7月24日制定)

この法律は、火災や地震等の災害による被害を軽減する目的で制定されています。

政令で定められた製造所、事業所、一定以上の危険物を取り扱う事業所には自衛消防組織の設置が義務付けられています。(第14条の4)

製造所等において危険物の流出等の事故が発生したときは、拡散の防止、流出した危険物の除去などの応急処置を講じ、また発見した者は直ちに通報することが規定されています。(第16条の3)

火災発見者は遅滞なく消防署等への通報する義務があります。(第24条)

防火管理者を定め、資格の習得、消火通報・避難計画・訓練などを行うことも規定されています。(第8条ほか)

灯油等の地下タンクや屋外タンク及びこれらの配管系において老朽化や地震時の漏洩を予防する設備の定期点検や、消火器の設置及び適正管理、表示義務も定められています。(第17条ほか)

2)「高圧ガス保安法」(昭和26年6月7日高圧ガス取締法として制定、平成8年3月31日の法改正で改称)

この法律の目的は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、その他の取扱及び消費並びに容器の製造及

び取扱を規制し、公共の安全を確保することであり。

高圧ガス保安法では設備の技術上の基準、法定責任者の選任、定期の保安検査、従業員の教育、保安検査とともに危険時の措置等が定められています。

液化石油ガス保安規則、容器保安規則では高圧ガスボンベの技術上の基準や安全対策等が規定されています。

取扱者等の資格制度として資格試験のための指定試験機関と外郭団体として高圧ガス保安協会が行う指定事業(例えば各種検定など)の基本事項について制定されています。技術上の疑問点についても問合せが可能です。

自社で使用する可燃性ガスや毒性ガスなどの高圧ガスを保管、使用している場合は、高圧ガスの種類、数量、置場など、法への遵守を確実に把握しておく必要があります。特に、ボンベを保管している場合は表示や転倒防止を行うことも定められています。

3)「石油コンビナート等災害防止法」(昭和50年12月17日制定)

石油コンビナート等においては、緊急時の応急措置として「危険な状態又は事故が発生した場合コンビナートの企業は応援を受けるための措置を講じること」などが定められこれにより多くの共同防災組織が構築されています。

4)「原子力災害対策特別措置法」(平成11年12月17日制定)

(株)JCOウラン加工工場での臨界事故(平成11年9月30日)を教訓に、原子力での緊急事態発生時に住民、国、県、市町村、防災関係機関の的確な対応と訓練が定められています。

3.おわりに

緊急事態への対処は規模の大小や法による規制の有無に関係なく、組織として継続していくために、必要な防火、防災対策の策定、責任者の選任、組織内の連絡体制や訓練などが必要で、緊急事態が発生した場合被害を最小限にすることが出来ると思われれます。

また、法律との関連を把握し自社の設備の点検・整備や届出等の見直し及び消火器の設置標示や耐用期間、非常口の誘導・標示など身の回りの対応が出来ているのか、点検し整備することをお奨めします。

